

5. 債権者代位権・抵当権と妨害排除

CASE 1

2001年4月25日、Yは、Z₁に、掛け軸甲をZ₁の評価にもとづいて20万円で売り、同日甲を引き渡したが、受け取った代金20万円は直ちに生活費に使ってしまった。そのため、Yは、契約締結の10日後に、掛け軸甲の時価が実は200万円相当であったことを知ったが、Z₁に対して、何の主張もしないまま現在に至っている。

2005年7月7日、Yは、弟Z₂に対してテレビ20台乙を120万円で売るとの契約書を作成し、乙をZ₂に引き渡した。この120万円の代金債権αについては、支払期限を明確に定めていなかった。

2006年3月8日、X₁は、Yに対して、弁済期を同年5月8日とし、100万円を無利息で貸し渡し、100万円の貸金債権βを取得した。

同年3月10日、X₂は、Yに家具を200万円で売り、3月末日を弁済期とする200万円の売掛代金債権γを取得した。Yには、2006年4月28日現在、めぼしい財産はなく、γ債権は弁済されていない。

CASE 2

2003年7月2日、X₁は、Aに対して、弁済期を2006年6月30日、利息年利6%、遅延損害金年利16%、利息は12等分して毎月月末払いとする約定で、5000万円を貸し、Aの夫Bが所有しA Bが共同で使用していた居宅兼事務所の甲敷地と乙建物に共同抵当権の設定を受け、それぞれに順位1番の抵当権設定登記を備えた。この債務については、Aの父Cが連帯保証人となった。

2005年5月15日、X₂は、Bに対して、弁済期を2006年5月15日、利息年利15%・遅延損害金年利21.9%、元利金一括返済という約定で、1000万円を貸し、Bの所有する甲・乙に共同抵当権の設定を受け、それぞれに順位2番の抵当権設定登記を備えた。さらにX₂は、同日、乙建物につき、被担保債権が債務不履行となることを停止条件とする賃借権設定契約を結び、賃借権設定の仮登記を備えた。

2006年2月ごろ、A B夫婦は営んでいた事業が失敗し、行方不明となったが、X₁に対するAの5000万円の債務の利息は、Cが、約定どおり支払を続けている。

A B夫婦が行方不明となった直後から、甲土地には、Y社の占有物件である旨の立て札が立ち、乙建物の玄関先には、高級外車数台が常時駐車されて、建物の中に入りづらい状態になっている。近所では、A B夫婦が夜逃げする直前に、いわゆる街金のYに不動産を騙し取られたという噂が立った。X₁が調べたところ、Yは、2006年1月31日に、Bとの間で、期間5年、賃料月額1万円、敷金500万円とする乙の賃貸借契約を結んでいた。2006年4月28日現在、甲・乙不動産の価格は、7000万円前後と評価されている。

Keypoints

- 1 債権者代位権が本来的に適用される場合、その意義及び要件・効果はどういうものかを理解する。
- 2 債権者代位権の「転用」として、抵当権者が、抵当目的不動産の所有者が有する妨害排除請求を代位行使する場合、その要件・効果と代位請求構成の問題点はどういうものかを理解する。
- 3 抵当権者が抵当権自体にもとづいて直接に妨害排除請求をすることができるか、できるとして、その場合の要件・効果はどういうものかを理解する。
- 4 妨害排除請求以外に、抵当権の実行妨害に対して抵当権者がとれる手段にはどのようなものがあるかを理解する。

Questions

(1) CASE 1について

- (a) X_1 と Z_1 の関係について
 - (ア) X_1 は、 Z_1 に対しては、どういう主張することができるか。
 - (イ) Z_1 は、 X_1 の請求を拒絶できるか。
- (b) X_1 と Z_2 の関係について
 - (ア) X_1 は、 Z_2 に対しては、どういう主張することができるか。
 - (イ) Z_2 は、 X_1 の請求を拒絶できるか。
- (c) X_1 が Z_2 に裁判外で α 債権の支払を求めてきたので、 Z_2 は Y に事情を問い合わせた。そこで X_1 の代位権行使を知った Y は、自分が Z_2 から γ 債権を取り立てようとした。 Z_2 はいずれに支払うべきか。
- (d) X_2 が、 Y の Z_2 に対する α 債権を裁判外で代位行使して、 Z_2 から120万円の支払を受けた場合、 X_1 は、 X_2 に対して、何らかの請求をすることができるか。
- (e) X_1 が Z_2 に対して支払請求の訴えを提起した場合、 X_2 や Y は、どういう対応がとれるか。
- (f) X_1 の Z_2 に対する支払請求訴訟で、 α 債権はすでに弁済により消滅しているとの Z_2 の主張が認められて、 X_1 の敗訴判決が確定したとする。この場合、この訴訟に参加もしておらず、 X_1 から訴訟告知も受けていなかった Y は、 Z_2 に対してあらためて α 債権の支払請求訴訟を起こすことができるか。

(2) CASE 2について

- (a) X_1 と Y との関係について
 - (ア) X_1 は、 Y に対して、どのような構成を用いて、甲・乙両不動産を自己に明け渡すよう請求をおこなうことができるか。
 - (イ) Y は、甲・乙両不動産の明渡しを拒めるか。
- (b) X_2 と Y との関係について
 - (ア) X_2 は、 Y に対して、どのような構成を用いて、甲・乙両不動産を自己に明け渡すよう請求をおこなうことができるか。
 - (イ) Y は、甲・乙両不動産の明渡しを拒めるか。

(ウ) 仮に、 X_2 が甲・乙の明渡しを受けた場合、 X_2 は乙を賃貸して賃料から被担保債権の回収を図ることができるか。

Checkpoints

問(1)に関して

- ① Yと Z_1 の売買契約が2001年4月25日に結ばれたことは、意味をもつか。
- ② Yが Z_1 から受領した売買代金20万円を直ちに生活費に使ってしまったことは、意味をもつか。
- ③ Yが Z_1 の評価にもとづいて20万円で売った掛け軸甲の時価が200万円であったことは、意味をもつか。
- ④ Yが Z_1 との売買契約締結の10日に掛け軸甲の時価を知ったことは、意味をもつか。
- ⑤ Yが Z_1 に対して何の主張もしないまま現在に至っていることは、意味をもつか。
- ⑥ Yが、現在、めぼしい財産を有していないことは、意味をもつか。

問(2)に関して

- ① 2003年7月2日、 X_1 が、Aに対して、弁済期を2006年6月30日、利息年利6%、遅延損害金年利16%、利息は12等分して毎月月末払いとする約定で、5000万円を貸したことは、意味をもつか。
- ② Aの夫Bが所有しA・Bが共同で使用していた居宅兼事務所の甲敷地と乙建物に、 X_1 が共同抵当権の設定を受けた登記を備えたことは、意味をもつか。
- ③ Aの父Cが、Aの X_1 に対する債務を連帯保証したことは、意味をもつか。
- ④ 2005年5月15日、 X_2 が、Bに対して、弁済期を2006年5月15日、利息年利15%・遅延損害金年利21.9%、元利金一括返済という約定で、1000万円を貸したことは、意味をもつか。
- ⑤ X_2 が、Bの所有する甲・乙に共同抵当権の設定を受け登記を備えたことは、意味をもつか。
- ⑥ X_2 が、Bとの間で、乙建物につき、被担保債権が債務不履行となることを停止条件とする賃借権設定契約を結び、賃借権設定の仮登記を備えたことは、意味をもつか。
- ⑦ 2006年2月ごろ、A・B夫婦が行方不明になったことは、意味をもつか。
- ⑧ A・B夫婦が行方不明になったにもかかわらず、 X_1 に対するAの5,000万円の債務の利息は、連帯保証人でAの父Cが、約定どおり支払を続けているとの事実は、意味をもつか。
- ⑨ 甲土地にY社の占有物件である旨の立て札が立ち、乙建物の玄関先には、高級外車数台が常時駐車されて、建物の中に入りづらい状態になっていることは、意味をもつか。
- ⑩ 2006年1月31日、BとYの間に、乙建物につき、期間5年、賃料月額1万円、敷金500万円とする乙の賃貸借契約が結ばれていることは、意味をもつか。
- ⑪ Xらがまだ抵当権の実行を申し立てていないという事実は、意味をもつか。
- ⑫ Xらがまだ抵当権の実行を申し立てていないという事実は、意味をもつか。

Materials

1) **必読文献**

- 潮見『プラクティス債権総論』113～133頁
- 道垣内『担保物権法』179～184頁

2) **参考文献A**

- 工藤祐巖・百選Ⅱ10事件
- 松岡久和・百選Ⅰ84事件
- 松岡久和「物権的請求権」大塚ほか編『対話』204～205頁

3) **参考文献B**

- 須藤典明「抵当権に基づく妨害排除請求・明渡請求」鎌田ほか編『民事法Ⅱ』（日本評論社、2005年）19～42頁
- 倉田監修『要件事実（債権総論）』157～179頁
- 松岡久和「②判批」平成17年度重判解（ジュリ1313号）掲載予定

4) **必読判例**

- ①最大判平成11年11月24日民集53巻8号1899頁
- ②最判平成17年3月10日民集59巻2号356頁